

**令和3年度 流山市ブランド推進業務委託
公募型プロポーザル募集要項**

令和3年5月

流山市 総合政策部 マーケティング課

令和3年度 流山市ブランド推進業務委託

公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

流山市は、子育て世代の定住を目指し、DEWKS（共働き子育て世代の家族）を住民誘致の対象とし、平成22年度から「母になるなら、流山市。」をキャッチコピーに掲げPR展開を始めた。当時自治体としては取り組みがほぼ無かった都内主要駅構内への広告掲載をはじめ、様々な媒体を介してシティセールスを進めてきた。

平成17年のつくばエクスプレス（TX）開業や駅と保育園を結ぶ「送迎保育ステーション」の開設など、共働き子育て世代の転入動機となり得る市環境の創出により、人口はここ10年で約50,000人増加し、令和元年度には年少人口増加数全国1位、転入超過数全国8位（政令指定都市を除くと全国1位）を達成する自治体となり、令和3年1月6日には人口20万人となった。

市のマーケティング戦略のもと推進してきた「都心から一番近い森のまち」「母になるなら、流山市。」「市民の知恵と力が活きるまち」の市ブランドイメージは市内外に浸透し、ブランド基盤は確立した。

今後、市が目指す「良質な住環境」「快適な都市環境」が共存する「住み続ける価値の高いまち」ブランドを形成するよう、市のマーケティング戦略は、シティセールスからブランディングへとステップアップすることを契機に、令和3年4月「流山市ブランディングプラン」を策定した。

今回、流山市ブランディングを展開していくための「受け皿」として機能させる「流山市ブランドサイト」の作成を中心とした、市ブランディング業務を推進する事業者を募集し、公募型プロポーザル方式により事業者を選考するものである。

2. 業務委託概要

(1) 業務名

令和3年度 流山市ブランド推進業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和3年度 流山市ブランド推進業務委託仕様書」

（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約日の翌日から令和4年3月31日までとする。

(4) 契約額

契約上限額を6,369,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 応募資格要件

- (1) 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者、民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (6) 本業務の趣旨、流山市の現状を十分に理解した上で、委託者と目的を共有し、本業務を的確に遂行できること。

4. 実施スケジュール

手続き	日程
公示、募集	令和3年5月21日(金)
質問受付期限	令和3年6月3日(木)
質問回答期限	令和3年6月10日(木)
提案書等提出期限	令和3年6月24日(木)
選定審査日 (プレゼンテーション)	令和3年7月9日(金)
審査結果公表	令和3年7月中旬
契約締結	令和3年7月下旬

5. 受託者選定基準

市は、最も優れた提案を行った業者を決定するため、受託者選定基準を定める。

6. 流山市ブランド推進業務受託者選定委員会の設置

市は、前項に規定する受託者選定基準に基づき受託者を決定するため、流山市ブランド推進業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

7. 仕様書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問受付方法

仕様書等に関する質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにした上で、任意様式により下記提出先へ電子メールにて提出するものとする。なお、期限後の質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和3年6月3日(木) 午後5時まで

(3) 質問回答方法及び期限

質問への回答は、令和3年6月10日(木)迄に、市ホームページに掲載する。なお、質問への回答は、本募集要項及び仕様書等の追加又は訂正とみなす。

(4) 提出先

流山市 総合政策部 マーケティング課
market@city.nagareyama.chiba.jp

8. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和3年6月24日(木)午後5時まで。
(土・日曜日を除く、平日の午前9時～午後5時まで)

(2) 提出方法

令和3年6月24日(木)午後5時までに持参又は郵送により提出すること。
郵送の場合は、6月24日(木)当日消印有効。また配達証明が証明できる方法(書留、特定記録等)で郵送すること。

(3) 提出先

〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
流山市 総合政策部 マーケティング課(月～金9時から17時 土日祝日は除く)

(4) 提出書類

参加意思表明書(様式1)
提案者の会社概要・業務責任者の氏名等(様式2)
ブランディング・PR業務及びサイト作成の実績(様式3)
スケジュール及び体制(様式4)
見積書(任意様式)
企画提案書本体(任意様式)
印鑑証明書(受付日前3か月以内に発行されたもの)
商業登記簿謄本(受付日前3か月以内に発行されたもの)
納税証明書(直近1年の法人税、消費税(地方消費税))
財務諸表(最新決算年度のもの、写し可)

(5) 提出様式

- ・企画提案書本体は、本業務仕様書の提案内容を満たしていれば、作成するソフトウェアや書体、文字サイズは問わない。
- ・企画提案書本体は、A4版で作成し、添付資料がある場合も同様とする。
- ・提案内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるような表現にすること。

(6) 提出部数

正本：1部(製本したもの)
副本：7部(左上部を一ヶ所止めたもの)

(7) その他

- ・プレゼンテーションを行う者は5者以内とし、それを超える場合は別に定める基準、及び選考委員により一次選考を実施する。
- ・応募業者が1者のみであっても、参加資格を有するものであればプロポーザルを実施するものと

する。

9. 審査手順

一次審査（書類審査）

提案書等の内容、見積金額等の書類審査を行い、二次審査対象事業者5者を選考する。

応募事業者が6者以上の場合に実施するものとし、5者以内だった場合は実施しない。

二次審査（プレゼンテーション）

参加資格を確認し適格とされた応募者、また一次審査を実施した場合は選定された応募者は、本市が指定する日（選考委員会開催日）に、提案書に基づくプレゼンテーションを行う。プロジェクター及びスクリーンのみ市が用意する。それ以外の必要機器は応募者が用意すること。

- （1）説明内容については応募者の任意とする。
- （2）プレゼンテーション時間は20分以内とし、その後、質疑応答を10分程度とする。
- （3）実施の順番は、提案書の提出順とする。
- （4）選考委員会開催日は、別途通知する。（令和3年7月9日(金)を予定）
- （5）原則として、提案書提出後の資料の追加、訂正は認めない。

10. プロポーザルの途中辞退

- （1）応募者は申し出により、プレゼンテーション実施日までプロポーザルの参加を辞退することができる。
- （2）申し出は、「プロポーザル参加辞退届」（様式5）を市長あてに提出するものとする。

11. プロポーザルの注意事項

- （1）プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。提出後の提案書等の修正差し替えはできない。
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合は、入札参加資格の停止措置等を行うことがある。
- （3）採用された企画提案書の著作権は、発注者に帰属する。ただし、本プロポーザルの採用にかかわらず発注者が本プロポーザルに関する報告、公表等のため必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ず提出書類の内容を無償で使用することができる。
- （4）提案書に必要な著作権の手続きは、各プロポーザル参加者にて行うものとする。
- （5）提出書類については返却しない。

12. 審査及び選定の通知等

- （1）審査結果については、電子メールで通知する。
- （2）審査結果についての異議申し立ては、受理しない。
- （3）選定に係る経過については、一切公表しない。

13. 結果の公表

選定結果については、市ホームページ上で公表する。

14. 事務局

〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
流山市 総合政策部 マーケティング課（流山市役所第一庁舎3F）
電話 : 04-7150-6308
FAX : 04-7150-0111
メール : market@city.nagareyama.chiba.jp